

見附市水道検針事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

見附市長 稲 田 亮

見附市上下水道事業管理規程第 4 号

見附市水道検針事務委託規程の一部を改正する規程

見附市水道検針事務委託規程（平成 2 7 年ガス上下水道事業管理規程第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「（以下「ハンディターミナル」という。）」を削
り、同項第 3 号中「ハンディターミナルから」を「端末機器を用いて」に改め
る。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。